

(公印省略)  
感疾 第30279-3号  
令和5年10月31日

群馬県医師会長 様

群馬県健康福祉部  
感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について (周知依頼)

平素から予防接種事業の推進につきまして、御協力いただき厚く御礼申し上げます。  
さて、別添のとおり厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課及び厚生労働省医薬局医薬安全対策課から事務連絡がありましたのでお知らせいたします。  
つきましては、内容を御承知の上、貴会会員へ御周知願います。

記

- ・ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期又は臨時の予防接種（以下「定期の予防接種等」という。）を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告する。
- ・ 副反応疑い報告の受付について、令和3年4月にPMDAのウェブサイトを紹介した電子報告システム（以下「報告受付サイト」という。）を開設し、電子報告が可能になっている。報告受付サイト（参考資料4）では、報告書の作成からPMDAへの提出までの一連の操作を効率的に行うことができるほか、従来のFAX等による報告に比べ誤送信のリスクがなく、サイバーセキュリティにも配慮されており、安心して利用することができる。

担当 感染症危機管理第一係 白石 電話 027-226-2615 Email shiraishi-na@pref.gunma.lg.jp
--